

共同事業の実施項目の確認

高島屋健康保険組合

個人情報保護法では、「他の事業者と共同で事業を行う場合は、共同事業として実施する事業を明確にし、その内容をあらかじめ本人に通知するか、または他の取り得るべき広報手段も用いて継続的に公表しなければならない」と定められています。

当健保組合が実施している共同事業については以下の通りですので、個人情報保護法の定めに基づき、実施している事業ごとにその内容を下記の通り公表します。

① 被保険者の定期健康診査等及び保健事業等の推進事業

共同利用の相手先	事業主
事業内容	事業主が労働安全衛生法第 66 条並びに労働安全衛生規則第 44 条の定めに基づき実施する定期健康診査と当健保組合が高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施する特定健康診査並びに健康保険法第 150 条に基づき実施する保健事業としての健康診査（以下「定期健康診査等という」の事業を共同で実施し、その情報を共同利用のうえ保健事業に活用します。
共同して利用する個人データの項目	被保険者の社員番号、所属、健康保険証記号・番号、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、及び定期健康診査等の結果データ
個人データを取り扱う人の範囲	（共同利用の相手）産業医、保健スタッフ、健診担当者 （当健保組合）当健保組合の職員
取り扱う人の利用目的	（共同利用の相手）産業医、保健スタッフ、健診担当者による個別の健康管理並びに指導を必要とする個人への健康管理に利用します。 （当健保組合）被保険者の健康の保持・増進を目的とし、健診の事後処理、生活習慣病対象者及びその予備群の他、その他リスク保有者の健診データをもとに保健指導及び健康相談ならびに健診結果の分析に利用します。
データの管理責任者の氏名又は名称	（共同利用の相手）事業主の人事総務責任者 （当健保組合）当健保組合の常務理事

② 高齢者の医療の確保に基づき実施される特定保健指導業務

共同利用の相手先	事業主並びに(株)保健支援センター、メドケア(株)、スギメディカル(株)
事業内容	当健保組合では、特定健康診査等に基づき健康相談・生活習慣病対象者及びその予備軍の健康教育・保健指導等の健康支援を実施する上で効率的・効果的であるために業務委託者並びに事業主と共同で事業を推進します。
共同して利用する個人データの項目	特定保健指導対象者（被保険者及び被扶養者）の社員番号、所属、健康保険証記号・番号、氏名、住所、郵便番号、電話番号、性別、生年月日、年齢及び特定健康診査の生活習慣票（問診表）と結果データ
個人データを取り扱う人の範囲	（共同事業の相手）事業主の事務担当者と特定保健指導者並びに (株)保健支援センター、メドケア(株)、スギメディカル(株)の事務担当者 （当健保組合）当健保組合の職員
取り扱う人の利用目的	（当健保組合）特定保健指導の事務処理、業務の実施、結果の分析、情報提供を目的とし、業務委託者及び事業主との共同利用を行います。

データの管理責任者の氏名または名称	(共同利用の相手) (株)保健支援センター、メドケア(株)、スギメディカル (株)の個人情報保護管理担当の責任者、母体企業個人情報保護管理担当の責任者 (当健保組合) 当健保組合の常務理事
-------------------	--

③ 高額医療給付に関する交付金交付事業

共同利用の相手先	健康保険組合連合会 (以下「健保連」という)
事業内容	健康保険法附則第 2 条に基づく事業で、当健保組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連より交付されるものです。その事業の申請のために、診療報酬明細書 (調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」と称する) については、電子レセプトの C S V 情報、もしくは紙レセプトのコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した書類 (交付金交付申請総括明細書) を健保連・高額医療グループに提出する。
共同して利用する個人データの項目	前項総括明細書の記載事項の他、レセプト記載データの 1 枚目 (請求金額 1 千万円以上のレセプトについてはレセプトデータの全て) の部分の項目
個人データを取り扱う人の範囲	(共同利用の相手) 健保連の高額医療グループ担当者、健保連の委託業者 (公益財団法人日本生産性本部) (当健保組合) 当健保組合の職員
取り扱う人の利用目的	当健保組合は、事業申請を行うことにより、交付を受けるために利用します。健保連・高額医療グループは、当健保組合からの申請が間違いないかどうかをチェックし適正な交付を行うために利用します。なお、健保連では、申請の時効等の関係上、レセプトコピーについては、1 年間保存し、イメージデータにしたものを 4 年程度保持しています。
データの管理責任者の氏名または名称	(共同利用の相手) 高額医療グループマネジャー (当健保組合) 当健保組合の常務理事